

(答弁書第四十三号) 昭和二十二年九月二日配付

内閣参甲第四八号

昭和二十二年八月二十九日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平 恒雄 殿

参議院議員小川友三君提出受刑者の賞與金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出の受刑者の賞與金に關する質問に對する答弁書

刑務所において就業者に給與する作業賞與金は本年四月迄は入監した翌月から二ヶ月と釈放の月とは計算しなかつたので昭和二十一年度作業賞與金計算高は月額一人当平均六円位であつたが本年五月一日より實際就業した者には仕事を始めた日からの就業日数の全部について計算することに改正し且その額を引上げ釈放後の經濟生活の発足に資することにした、これによつて月額最高一〇〇円位、平均して一二円位となつた。

併しその後物價の引上げ特に汽車賃の大幅引上げにより釈放後の歸住旅費及再生資金にも不足となつてゐる現状であるから來年度の予算においては大幅に引上げる計画を樹ててゐる。

尙釈放時の歸住旅費に不足のときは監獄法第七〇條によつてこれを給與することにしてゐる。